

朝日訴訟の判決があつてから一度二月たつた七月二十五日、行政管理庁から厚生省等に対して生活保護制度の改善勧告が行なわれた。これは行政管理庁がこのほど厚生省・都道府県・福祉事務所を対象になされた生活保護行政監察によつたものである。行政監察は生保行政全般に対し「年々の改善はみられるがまだ一般国民経済生活の向上からとり残された時代遅れの基準が多く」と云ふ中でもとくに、「住宅手当の早急な引き上げ」、「生活扶助費の年令別差・男女別差の緩和」等を勧告している。

二、住宅手当の早急な引き上げ。
三、基準額の級地別格差（都市と農村を一級から四級まで格づけしてくる）の縮少。
四、保護施設の増設。



生保基準の再検討を望む

石橋玲一

現在生保基準額に男女の差が設けられてゐるのは「カロリーの摂取量は女の方が低い」という理論からなつてゐる。二十才と四十才の男女の扶助費は男四千九百六十五円に対し女四千百九十九円と七百七十五円の格差がある。これについて行政監察は「最近栄養摂取量が改善されてゐるのに、まだ食生活の男女同権が認められないのはおかしい」としてゐる。一の住宅扶助は四人家族で全国一律に一千円とさうことになつてゐる。現在二千円などとさう部屋代が全国にあるはずがない。都では七千二十一円、神奈川県大和市では六千円までとさう手当の支給が認められてゐるのをその証明と云えよう。

しかし厚生省四十二年三月調査による保護費受給の理由が、本会員受給者のように傷病とするもの七十多近くとさう数字をみるとさう立派成への助成とするなら、扶助費の引き上げは逆にそれを抑制することになるかもしれません。生活保護費の支給意義が本会報五十九号、一員の意見その他に書かれてゐるように自らの意見その他の書かれてゐるよう立派成への助成とするなら、扶助費の引き上げは逆にそれを抑制することになるかもしれません。生活保護費の適否はそのままその人々の生存の保護基準の適否はそのままその人々の生存の適否と云えよう。したがつて朝日訴訟、行政勧告をげんきに生活保護に対する根本的な検討がなされなければならないと思う。

朝日訴訟判決と社会保障
賛助会員 高橋 美実子

約十年にわたる「人間裁判」「生きる権利とは何か」をめぐる法廷論争も昭和四十二年五月二十四日の朝日訴訟最高裁判大法廷判決により原告死亡により生活保護受給権の承継はないといふことでビリオドが打たれた。全国民の期待を裏切り生存権について正面から取りむことを避け訴訟の承継問題のみで門前払いをくわせるといふものであった。しかし判決は「命のため」として憲法第二五五条の解釈を傍論としてかかげている。二五五条は「国の努力目標を明示したにすぎず直接個々の国民に対して具体的権利を保障したものではない。具体的権利としては憲法の規定の趣旨を実現するために制定された生活保護法によってはじめて与えられてくる」と述べている。このことは憲法とはいえぬとしたのである。このことは、そして生活保護をあくまでも法的権利であるとしながら保護基準の決定にあたり大幅な権限を厚生大臣に認め、低劣な保護基準は憲法とはいえぬとしたのである。このことは、結局「権利」としての生活保障を否定し、全くとも国による「恩恵」と考えていいとえよう。周知のよう裁判所は違法については判断が下せるが不當については判断を下せないといふ制約がある。これは三権分立の下で司法権が行政権について介入出来ないという点から導き出される。朝日訴訟は、司法教活（これが最後のより所ではあるが）とし

てはむづかしい条件であった。社会保障について次に考えてみよう。生存権は基本的人権の中で二十世紀に初めて登場した。本来の基本的人権（財産権不可侵、自由権、表現結社の自由等）に対する消極的不作為を請求する権利）が人間の形式的平等を保障したのに対し、産業の発展により個々人が不平等が生じたので実質的平等を確保するため、社会権として基本的人権に加えられた。即ち國が積極的に国民に対して働きかけ、健康で文化的な生活を営みうるような施策を講ずべきことを國の責務として要求する権利が定められた。これが福社国家である。即ち國が積極的に国民に対して働きかけ、健保したのに対し、産業の発展により個々人が不平等が生じたので実質的平等を確保するため、社会権として基本的人権に加えられた。即ち國が積極的に国民に対して働きかけ、健康で文化的な生活を営みうるような施策を講ずべきことを國の責務として要求する権利が定められた。これが福社国家である。

連帯感のもとに國家の任務として生存権が定められている。これが福社国家である。現実はどうであろうか。親族による扶養がいうのが近代國家のたてまえであり、國民の勤く意欲はあるても自然的原因（老令疾疫や社会的原因（失業）により自力で生計を立てえない者に対し、その生活保障の責任を個人ないしその家族に負わせるべきではないとされている。これが福社国家である。

社会保障に先行し、後者を免責するなどの役割を強いられ、社会保険等の企業による負担も不完全である。これらは人口とか國の財政力・家族制度それに低賃金等の社会的経済的条件に左右されている事は見逃せない。しかし社会保険が親族扶養にとってかわらなければならぬ。端的には予算が十余倍ではなく大きな部分を占めるような政治が行われること

が先決である。一個の選挙権の行使、小さな運動、地道な斗争が最大多数の最大幸福につながっていることを思い、大きく目をひらいて歩みたいくと思う。

我々の望む保護とは

山 北 厚

前号の「生活保護を考える」で身障者の生

活を保護する法が必要だとこうことを述べたものが問題である。聞くところによると改

め、今度はそのことについて少しく述べようと思ふ。

身障福祉法の改正で、従来の「更生」に加えて「保護」が同法に入れられることになったというが、その「保護」の内容がどういうものかが問題である。聞くところによると改められた主要点は

○ 収容施設の設置

○ 家庭奉仕員制度の新設

の三つである。それで、これで見るかぎりでは

「保護」＝「収容」ということになるようだ。そして、就職することはできないが一般社会に混って暮したいという者（C.P.者）にはこういう者が多いのではないか（どうか）は、またもや、法の目からもれた存在になりそうだ。たしかに、重度障害者には収容保護が必要しがれを拒絶したのは他ならぬ社会機関そのものであるし、また一般に生保会機関そのものである。今日における貧乏が個人の要因でなく社会的要因であることはもはや異論をさしまさむ余地がないのである。

会の中での生活出来るように生活保護され

るというもののなのだ。

おわり

（前頁下段より続く）

朝日訴訟をめぐつての雑感

尾 堀 元 英

会報五九号「朝日訴訟」をめぐる一連の記

事について反論をのべた。私は、朝日判決が不当であることは社会福祉に従事している人々、社会福祉関係の学者の大部分の人々が認めているところであるから、改めてこれを述べたい。

私はここで問題にしたいことは、生活保護全ての社会保険に対する権利意識のことである。生保受給者の意見（その二）は、働く権利をめぐる者にはくすぐらうのは心苦しい。保険値上げを要求する上りも自分で收入を得るよう努力すべきだと。それが認めているところであるから、改めてこれを述べたい。

私はここで問題にしたいことは、生活保護全ての社会保険に対する権利意識のことである。生保受給者の意見（その二）は、働く権利をめぐる者にはくすぐらうのは心苦しい。保険値上げを要求する上りも自分で收入を得るよう努力すべきだと。それが認めているところであるから、改めてこれを述べたい。

それでは貴方自身は、働きたくても働けないでやむをえざりきりの状態で生保へたどりついたのではあるまいか、そして自分で取

り入れたところまで得られず、いまだにやむをえりついている。そしてそういふのはナマケ者どころか身を粉にして働きとおした人々である。それは障害者にもいえる。特に障害者は重

い芝 每月20日発行 定価1部20円

60 会報五九号「朝日訴訟」をめぐる一連の記事について反論をのべた。私は、朝日判決が不当であることは社会福祉に従事している人々、社会福祉関係の学者の大部分の人々が認めているところであるから、改めてこれを述べたい。

私はここで問題にしたいことは、生活保護全ての社会保険に対する権利意識のことである。生保受給者の意見（その二）は、働く権利をめぐる者にはくすぐらうのは心苦しい。保険値上げを要求する上りも自分で收入を得るよう努力すべきだと。それが認めているところであるから、改めてこれを述べたい。

それでは貴方自身は、働きたくても働けないでやむをえざりきりの状態で生保へたどりついたのではあるまいか、そして自分で取

り入れたところまで得られず、いまだにやむをえりついている。そしてそういふのはナマケ者どころか身を粉にして働きとおした人々である。それは障害者にもいえる。特に障害者は重

い芝 每月20日発行 定価1部20円

60 会報五九号「朝日訴訟」をめぐる一連の記事について反論をのべた。私は、朝日判決が不当であることは社会福祉に従事している人々、社会福祉関係の学者の大部分の人々が認めているところであるから、改めてこれを述べたい。

それでは貴方自身は、働きたくても働けないでやむをえざりきりの状態で生保へたどりついたのではあるまいか、そして自分で取

り入れたところまで得られず、いまだにやむをえりついている。そしてそういふのはナマケ者どころか身を粉にして働きとおした人々である。それは障害者にもいえる。特に障害者は重

い芝 每月20日発行 定価1部20円

60 会報五九号「朝日訴訟」をめぐる一連の記事について反論をのべた。私は、朝日判決が不当であることは社会福祉に従事している人々、社会福祉関係の学者の大部分の人々が認めているところであるから、改めてこれを述べたい。

それでは貴方自身は、働きたくても働けないでやむをえざりきりの状態で生保へたどりついたのではあるまいか、そして自分で取

り入れたところまで得られず、いまだにやむをえりついている。そしてそういふのはナマケ者どころか身を粉にして働きとおした人々である。それは障害者にもいえる。特に障害者は重

役員会報告	
七月九日	定例役員会
出席者	山北・石橋・山口・金沢・中村 小仲井・磯部・(欠席者) 鈴木・小山
○	十周年記念式典の会場がまだみづからないとの報告あり。それについて考えるが、なかなか適当な場所を考えつかず。
○	国立身障者更生指導所問題について磯部社会活動部長より報告。

「昨年の夏の五項目の約束を守ってほしい」ということ、及び、和田医師の身障セントー兼務をやめさせないでほしいといふことを要求して、センター入所生たちが六月二十日から坐り込みを始めたが、それに対してセンター当局は入所生と外部との接触をしゃ断し、入所生をいわば軟禁状態にしている。現在、入所生を支援して身障者の医療と生活を守る会が活動している。」

この問題について、「一回争う毎にかえって前よりもか」という意見が出され、討論されなった。本会としては、この争いに積極的に介入しないことになつた。

(文責・山北)

学窓も知らず、職業も持てない人生に、喜びも希望もありませんでしたが、しかし、四十才になつてからは急激に、生きていくことに疲れを感じるようになりました。そうした心境になる理由としては、親の老化による她的失業と再就職不能の不安は常にあって、収入面の不安定さの上に、親の病弱さも加わる。

二、自身の体力の低下と、余病併発の日々に疲れる。

三、毎年の如く名目賃金が高くなっているのに扶養責任者の所得制限額が低いので、扶養責任者が働ききりの兄弟姉妹になれば、障害年金は受給できなくなる。

四、不自由さと余病に苦しむだけの日々なので、親死後を想うと、兄弟姉妹に気がねしつ生きるだけの根気を失う。

私の場合、どれにあつてはまるかは明記しませんが、前記したうちの一つかも知れず、そのすべてかも判りません。しかし、前記したことは、在宅重慶者の多くに共通する苦悩だと想うのです。

青い芝59号に石橋さんが書いていた如く、会員の一割は生活保護で生活している現実を直視し、半数近くがボーダーラインにあることを想うと前記したような理由の重なりが、厥世感に結び付くのも当然だと思うのです。

寄附御礼	
○西荻窓教会教會学校	五百円 ○金沢英児 みどりのカンパ▲ ○金井扶美鶴 五万円
○祖父江房江他五名	六千円 ○神山礼吉 壱千円
○柳沢小松	壹千円

○会の事務を執つて頂く方を先号で募りましたが、事務所を訪ねられる人は一人もありませんでした。今どきそんな奇跡な人はいないのでしょうか。

○会員の大槻久子様より左のようなアンケートの依頼を受けました。用紙に限りがありますので封筒のない方でも御意見をどうぞお送り下さい。

住 所 文京区本駒込五-七四-一 東京都では都内に住む心身障害者の両親をきあと保険として「扶養年金制度」の準備段階でアンケートをとつております。

一、加入者(保護者)の月々の分担金は壹千円程度となります。が、加入しますか。(1)必ず加入する。(2)加入すると思う。(3)必要がない。(4)その他

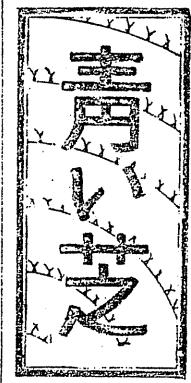
『もつと私を』常保綾子	
見つめてほしくの	見つめてほしくの
もっと私を	もっと私を
あなたの	あなたの
かがやく瞳で	かがやく瞳で
あなたの	あなたの
聴で	聴で
波の話しを	波の話しを
そして聞かせてよ	そして聞かせてよ
五月の海の	五月の海の
青い青い	青い青い
そして聞かせてよ	そして聞かせてよ
五月の海の	五月の海の
青い青い	青い青い
聴で	聴で
あなたをもつと	あなたをもつと
あなたをもつと	あなたをもつと
かがやく瞳で	かがやく瞳で
あなたの	あなたの
聴で	聴で
あなたの方を	あなたの方を
見つめて聴	見つめて聴
あなたの事を	あなたの事を
あなたの方を	あなたの方を
聴で	聴で
あなたの話を	あなたの話を

私が、こうして、「青い芝」の会に入会しました。これからも時には、「じを出す様にならぬ事でしょ。(良い意味での)」のために入らなかつた訳も少々おわかりでしょう。今年は、母の日らしい事が、出来そうになりました。

お母さん、いつまで私を子供扱いするの? 良い加減で、娘らしく思つて下さつてもよさ

うなものですけれど……。私が、お母さんをして下さつ。

会員の皆様、今度は母によせて書きました。



16.6.1
42.10.10
発行所 世田谷区養徳寺一ノ十八ノ十二
伊藤先生方四二九〇八六九
社会福祉事業団体
日本脳性マヒ者協会
青い芝の会
編集責任者 広報部
鶴先より右のごあいさつと共に五万円をいたしました。

身障者雇用促進月間に際して

山

北

厚

ブローラムは六頁をごらん下さい。

機能的で意欲的な設計のニッシンの車イス

九月。毎年身障者雇用促進月間が行なわれる。身障者というからはその中に脳性マヒ者も含まれているはずなのだが、極端かもしれないが、脳性マヒ者にとってこの月間は何の意味も持たない。ということは、一般に就職可能な脳性マヒ者はきわめて少ないといふのである。

脳性マヒ者が職業安定所へ職を求めて行つて、身障者から「脳性マヒはだめだ」と一言で片付けられた例がある。ひどい身障者係だと怒りたくなるが、考えてみるとその係の人たちは脳性マヒといふものをよく知っているからこそ、そのようにぱっさり云うことができたのではないかと思う。では、脳性マヒ者は仕事が全くできないのかと云ふと、重障者を除いて何か仕事はできなかつた。

この仕事が社会に通用するのである。ただこの仕事が社会に通用する仕事でないといふことなのだ。そこに脳性マヒ者の脳みがあるのである。先日の「心身障害児福祉対策」のテーマで行なわれた「都民と都政を結ぶ集会」でも、職業教育ということに議論がわき、職業訓練の拡充強化が先決というような空氣だったようだが、脳性マヒ者に職業教育をしても、大部分の者は一般に通用する職を身につけることは不可能なのである。そこにおいて、從来の社会復帰を主目的とした身障福祉法では、結局、脳性マヒ者の大多数が望んでいることは被認定施設であり、生活できる年金制度の確立であろう。

車イスの欲しい方相談下さい。
交付券でお求めの方も、自費でお買になる方も親切に御相談に応じます。

御電話下さい
世田谷区祖師谷一七七三

(三誠社内)

ニッシンの車イス城西代理店

じあじめ

金井扶美鶴

みんなで将棋をねばえよう

石橋玲二

「前書き

青葉から梅雨、つづいて真夏と移り變りのはげしい季節となりましたが、皆さまにはお変わりございませんか。わたくしは、一月以来、病床生活をつづけて参りましたが、昨今、ようやく半年ぶりに元のような元気を取り戻せたことをお報告できるまでになりました。最近、順天堂病院で精密検査を受けました結果、一応の健康のバランスに到達していることがわかったからです。

病床生活中、ことに葵窓病院に入院中は皆さまにご心配をおかけするばかりでなく、遠路ご多忙中にも拘らずお見舞い下され、励ましのお言葉を頂きましたことは、どれほど力強く感じましたことか、測り知れぬばかりでございます。しま、こうして皆さま方のお寄せ下さりましたご高配のほどを感謝の念からばくで思ひ起しながら、このご報告を書いている次第でございます。

昭和四十二年七月吉日

ところで、世の中の人たちは病氣をするところころな事を考えるものでございます。わたくしもまた、その通りでございました。このたび皆さまから私にお寄せ下さいました物心とのご厚志を、私を通じて、これ更に淨化させて、ささやかなりとも社会への寄与の一つに換えさせて頂く、すなわち皆さまへお送りする快気祝の費用のすべてを取りまとめて、この社会の一隅で社会の福祉のため日夜努力していらっしゃる団体へ寄付させて頂けたら、皆さまにもより多く喜んで頂けるのではないかと考えるにいたしました。

そこで、わたくしが以前からさか奉仕をつづけて頂いておりました日本脳性マヒ者協会「青い芝の会」へこれを寄付させて頂くことにいたしました。以上のようございましたから、何とぞ私のわがままな心をお汲みとり下さり、ご了承頂きたいと存じます。まずは健康新聞のご報告を申し上げ、皆さまのご厚志に感謝いたしますとともに今後ともご協力、ご鞭撻をお願い申し上げます。

厚く御礼申し上げます。

なお先生のご健康を心よりお祈り致します。

中央支部例会のおしらせ
金沢拘
一 日時 九月三日(日)午後一時
場所 新宿区十二社二六一 同舟荘内

暑中御見舞申し上げます

広報部

「青い芝」の会員調査表をみると趣味のらんが空白の人、また記入してあってもテレビの野球あるいは音楽といったような人が多いのが目につきます。大体重度の人ほど趣味が少ないようです。そこでこれから少しづつ将棋の初歩を一諸におぼえたいと思います。これによつて皆さん方重度の方の趣味が豊かになればと考えます。そして最後には紙上での対局が出来たらゆかいだと思いませんか。また楽しみながら手と頭の訓練にもなるのではありませんでしょうか。

二 並べ方と動かし方

まず左の図のように駒を並べると戦闘開始

です。出来るのはお母さんの手をかりないので自分で並べましょう。並べ方がわかつたら駒の進み方をおぼえなければなりません。

三 最初は歩です。歩はまつ

とは出来ません。次は歩です。歩は直線的に

好きなだけどこまでも進めます。並べ方がわかつたら駒の進み方をおぼえなければなりません。

四 一番最初は歩です。歩はまつ

とは出来ません。次は歩です。歩は直線的に

好きなだけどこまでも進めます。並べ方がわかつたら駒の進み方をおぼえなければなりません。

五 一番最初は歩です。歩はまつ

とは出来ません。次は歩です。歩は直線的に

好きなだけどこまでも進めます。並べ方がわかつたら駒の進み方をおぼえなければなりません。

六 一番最初は歩です。歩はまつ

とは出来ません。次は歩です。歩は直線的に

好きなだけどこまでも進めます。並べ方がわかつたら駒の進み方をおぼえなければなりません。

七 一番最初は歩です。歩はまつ

とは出来ません。次は歩です。歩は直線的に

好きなだけどこまでも進めます。並べ方がわかつたら駒の進み方をおぼえなければなりません。

八 一番最初は歩です。歩はまつ

とは出来ません。次は歩です。歩は直線的に

好きなだけどこまでも進めます。並べ方がわかつたら駒の進み方をおぼえなければなりません。

九 一番最初は歩です。歩はまつ

とは出来ません。次は歩です。歩は直線的に

好きなだけどこまでも進めます。並べ方がわかつたら駒の進み方をおぼえなければなりません。

十 一番最初は歩です。歩はまつ

とは出来ません。次は歩です。歩は直線的に

好きなだけどこまでも進めます。並べ方がわかつたら駒の進み方をおぼえなければなりません。

十一 一番最初は歩です。歩はまつ

とは出来ません。次は歩です。歩は直線的に

好きなだけどこまでも進めます。並べ方がわかつたら駒の進み方をおぼえなければなりません。

十二 一番最初は歩です。歩はまつ

とは出来ません。次は歩です。歩は直線的に

好きなだけどこまでも進めます。並べ方がわかつたら駒の進み方をおぼえなければなりません。

十三 一番最初は歩です。歩はまつ

とは出来ません。次は歩です。歩は直線的に

好きなだけどこまでも進めます。並べ方がわかつたら駒の進み方をおぼえなければなりません。

十四 一番最初は歩です。歩はまつ

とは出来ません。次は歩です。歩は直線的に

好きなだけどこまでも進めます。並べ方がわかつたら駒の進み方をおぼえなければなりません。

十五 一番最初は歩です。歩はまつ

とは出来ません。次は歩です。歩は直線的に

好きなだけどこまでも進めます。並べ方がわかつたら駒の進み方をおぼえなければなりません。

十六 一番最初は歩です。歩はまつ

とは出来ません。次は歩です。歩は直線的に

好きなだけどこまでも進めます。並べ方がわかつたら駒の進み方をおぼえなければなりません。